【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（部分的公開買付けを行うことができる場合）

**第十四条の二の二**　法第二十七条の十三第四項に規定する政令で定める割合は、三分の二とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

【平成19年7月13日 政令第208号】

【平成19年3月28日 政令第71号】

【平成18年12月8日 政令第377号】

（改正後）

（部分的公開買付けを行うことができる場合）

**第十四条の二の二**　法第二十七条の十三第四項に規定する政令で定める割合は、三分の二とする。

（改正前）

（新設）